益田市特定任期付職員（弁護士）募集要項

益田市総務部人事課

複雑化、多様化する行政事務の確実な遂行のため、また、訴訟事案等法的課題への対応強化のため、弁護士資格を有し、高度で専門的な知識、能力を行政分野で発揮していただく専門職を募集します。

1　職種、採用予定人員、受験資格及び職務内容

職種	採用予定人員	受験資格	職務内容
弁護士 （任期付）	1名 程度	弁護士資格を有し、次のいずれにも該当する人 ・弁護士名簿に登録されている人（なお、現在弁護士名簿に登録されていなくても、益田市採用決定後、弁護士名簿に登録いただければ可とします。） ・弁護士としての実務経験を3年以上有しており、所属弁護士会から懲戒処分を受けたことがない人 年齢、学歴、国籍は問いません。なお、弁護士会への会費等は自己負担とします。	主な職務内容は次のとおりです。 ・条例、規則等の制定改廃に係る法制支援に関すること。 ・施策制定時等、事務執行における法的妥当性の検証に関すること。 ・職員のコンプライアンスの向上に関すること。 ・訴訟事案や過剰・不当要求事案への対応等に関すること。 ・職員の法務能力向上のための人材育成に関すること。 ・職員からの法令解釈等、法務相談に関すること。

2　採用試験合格者の身分、配属先及び任用期間

身分	配属先	任用期間
常勤の正規職員	益田市役所本庁舎	3年間

（任期期間は3年を基本としますが、本人と相談のうえ、さらに2年間延長する場合があります。）

3　試験区分、試験内容、試験会場など

試験区分	試　験　日　程	試験内容	試験会場
第一次選考 （書類審査）	随時	提出された申込書に基づき、職務遂行に必要な経歴、専門性等について審査します。	―
第二次選考 （面接試験）	随時	・個別面接による専門知識・人物についての口述試験です。 ・リモートでの面接は実施いたしません。	益田市役所本庁舎 （益田市常盤町1―1）

※合格発表日については別途連絡します。

※身体の障がい等により受験上の配慮を希望する人については、その旨申込書に記載してください。

４　受験手続及び受付期間

次の提出書類に必要事項を記入し、益田市総務部人事課へ提出（郵送可）してください。土曜日、日曜日及び祝日に提出する場合は、本館東側入口の宿直室へ提出してください。

提出書類

１	受験申込書	折り曲げないでください。写真については申込前６か月以内に撮影したものを貼付してください。（指定様式）
２	職務経歴書	折り曲げないでください。（任意様式）
３	連絡用封筒（2 通）	封筒（長形３号 120 ㎜×235 ㎜）2 通にそれぞれ 84 円切手を貼り、あて先（様をつける。）を明記してください。（受験票送付及び第二次選考の結果通知に使います。）
４	その他	外国籍の人は上記のほかに特別永住者証明書若しくは在留カードの提示又は在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。

※受験に際し、提出された書類等は返却いたしません。

※受験票を郵送しますので、二次選考の際は持参してください。また、携行品等の受験に関する注意事項については、受験票の送付に合わせてお知らせします。

５　欠格条項　次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1)　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2)　益田市の職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

６　合格から採用まで

(1)　任用の開始日については、合格者と相談の上決定します。

(2)　受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。

７　給与・勤務条件等（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(1)　給与（本市における一般職の任期付職員の採用等に関する条例等に基づき支給）

【給料】　実務経験に基づき、原則次のとおり決定します。

実務経験　7 年以上　　（月額）　539，000 円　（年収約 830 万円）

3 年以上 7 年未満　（月額）　477，000 円　（年収約 735 万円）

※　年収は税及び社会保険料を控除する前のものです。

【各種手当】　期末手当、業績手当及び通勤手当がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

（上記の年収には期末手当を含め、計算しています。）

扶養手当、住居手当、勤勉手当、時間外勤務手当等は支給されません。

退職手当は 6 月以上勤務して退職する場合には支給されます。

(2)　勤務条件

【勤務時間】　勤務時間は週３８時間４５分で、原則として月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までとなっています。（昼休憩１時間）

【休日】　原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）が休日となります。

【休暇】　年次有給休暇は１年間に２０日あります。その他病気休暇や慶弔休暇等があります。

(3)　福利厚生

【年金／健康保険】　島根県市町村職員共済組合に加入となります。

【福利厚生制度】　正規職員と同様の福利厚生制度となります。

※　任期期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在行っている弁護士業務については、原則として停止していただきます。

８　問合せ先

不明な点については、次にお尋ねください。

〒６９８－８６５０　益田市常盤町１番１号　益田市総務部人事課

ＴＥＬ　０８５６－３１－０１３１（直通）

ＦＡＸ　０８５６－２３－５００１

Ｅ-ｍａｉｌ：ｊｉｎｊｉ@ｃｉｔｙ．ｍａｓｕｄａ．ｌｇ．ｊｐ